

[別紙1]

## 鳥取県建築関係インターンシップ研修受入企業支援事業補助金の 事務手続きについて

### 1. 交付申請提出（インターンシップ研修開始日の7日前まで）

○交付申請書は、下記提出先に郵送又は持参してください。

### 2. 交付決定通知到着（交付申請から原則20日以内）

（注）交付申請の取下げは交付決定を受けた日から20日以内に限り行うことができます。

### 3. 事業開始（インターンシップ研修の開始が事業の開始となります）

（注）事業を変更・中止・廃止したい場合には県の承認が必要です。  
変更承認申請書を下記提出先まで郵送又は持参してください。

### 4. 事業完了（インターンシップ研修の終了が事業の完了となります）

### 5. 実績報告書提出（完了・廃止・中止から20日以内）

○実績報告書(事業報告書)は、下記提出先に郵送又は持参してください。

#### ～実績報告書の提出から補助金の支払いまでの流れ～

- ①実績報告書及び添付書類(事業報告書、収支決算書、振込依頼書)の内容を審査します。
- ②補助金の額を確定します。(補助事業者へ額の確定通知を行います。)
- ③振込依頼書に記載の金融機関に補助金を振り込みます。(支払い時期については②の額の確定通知に記載しています。)

資料提出・問い合わせ先

総務部 営繕課 一般営繕担当

鳥取県鳥取市東町一丁目220番地

0857 - 26 - 7765 eizen@pref.tottori.jp